

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで、学校を休ませてください。

病気が治った時には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登校する日に持参してください。

なお、感染予防のため、学校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

【感染症名と出席停止期間のめやす】

| 感 染 症 名 | 出 席 停 止 の 期 間 |
|---------------|---|
| 百 日 咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻 疹（はしか） | 解熱した後3日間を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風 疹 | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日間を経過するまで |
| ◎インフルエンザ | 発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで |
| 結 核 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 流行性角結膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 急性出血性結膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| ◎新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日間を経過し、かつ症状軽快後1日間を経過するまで |

◎の学校感染症（インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症）については、保護者が記入した療養報告書を提出してください（医師による治癒証明書は必要ありません）。

治 癒 証 明 書

前橋市立前橋高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者は、学校感染症の（ ）が、治癒しましたので

月 日より登校してよいことを、証明します。

出席期間（ 月 日 ～ 月 日まで）

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 _____ 印